

○田川地区清掃施設組合職員の服務の宣誓に関する条例

昭和 58 年 8 月 1 日

条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 31 条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

(職員の服務の宣誓)

第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者の定める上級公務員の面前において、別紙様式による宣誓書に署名してからでなければ、職務を行ってはならない。

(権者の委任)

第 3 条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別紙様式(第2条関係)

別紙様式(第2条関係)

宣 誓

私は茲に主権が国民に存することを認める日本国憲法に服従し且つこれを擁護すること厳かに宣言します。私は住民全体の奉仕者として公務を民主的に且つ能率的に運営する責務を深く自覚し、住民の意志によつて制定された条例を尊重し誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

田川地区清掃施設組合
組合長 殿

